

桐



大東文化学園教職員組合連合機関紙 2015年 9月8日発行 第 1091号

大東文化学園教職員組合連合 〒175-8571 板橋区高島平1-9-1

tel/fax. 03-3935-9505

Facebook 大東文化学園 教職員組合連合

y

Twitter @daitounion

組合ホームページ 回径登場 http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/

この号の内容

投稿:教員就業規則について

教員を嗤え

2015年8月27日 水谷 正大

この投稿は組合執行委員長の教員就業規則についての意見であり、先に行った桐 1090 号のアンケートで皆様より寄せられましたご意見と共に9月9日開催の学園執行部との意見交換会に臨みます。

本稿は「専任教育職員の職務規則の制定」を懸案とした 寄稿です。学校や企業経営が斜陽していくとこの種の問題 が発生することは世の常のようです。職員と教員という内 向きの対立的構図に収斂させてこの問題を埋没させないこ とを意図しています。

少なくない教員が「職務規定」制定の動きに反発を感じています。愚生も強い違和感を覚えています。一方で、勤務時間を厳格に管理されている事務職の立場からは教員も同様に管理すべきとする考えがあるはずです。確かに、必ずしも教員だけの責任ではないにせよ、自由を謳歌してきた教員のツケが回ってきたのだという指摘は的外れには思えません。大学の意思決定のほとんどは教員が行っているという仕組みがあるからです。「職務規定」の問題が意味することはほぼ明らかです。教員は研究と教育を含むすべき仕事をちゃんとしているのかという問いです(愚生は身がすくむばかりです)。ただし、この問いは既に社会では大学に向けて何度も繰り返されてきました。

以下に述べるように、「職務規定」の問題を越えて考えることが私たちの持てる数少ないチャンスになると考えています。議論の足しになれば幸甚です。

規定化には理由

正月には家族が一同に集い三日間にわたり互いに親しむこと、とその主旨は理解されたとしてもこのような立法は誰も必要としていません。習俗はわざわざ規定せずとも伝搬・伝承されるからです。実際、地続きで行き来できるにもかかわらず地域化された言語・文化境界が存在します。

しかし、この事実は社会が同質集団に分節化して社会的 緊張を低減化する傾向を持つことを強く示唆します。事務 と教育職員の職務規定を別個に制定すれば大学機組織の事 務と教育の明瞭なグループへの二分化を促すでしょう。こ の作用の是非は実は微妙です。職員と教員とは違う様式で 仕事するのだと定義することで、冒頭で触れたような事務 職員と教育職員とを同列に管理する必要がなくなります。 微妙というは、このグループ境界を緊張壁とみなすか通信 チャンネルと利用するのかについては未定だからです。

『大学運営の両輪は事務と教員だ』(本当は事務と教員と学生の三輪です)という公理を信ずるならば、境界の扱いについては不文律のままで良いはずです。では事務職と教員職とでの協調はうまく確保されてきたのでしょうか。もし規定として完備するのであれば、事務と教員との間の連携や意思決定における責任分担などについてメタ規定を追加する必要があるようにも思えます。

しかしながら、不文律から明文法へあるいは法を改訂するときには、立法を掲げようとする者は何がどのようにして不都合が回避できないのかを言葉を尽くす必要があり、全員がその必要性を理解し、質疑・納得できるための十分な時間が保証されることが今日の法制度の前提です。立法が時の思惑だったり将来のひとり歩きを予測できなかったという歴史を幾度も繰り返してきたからです。「職務規定」の問題も例外ではありません。教育職員と事務職員の現状ならびにそれに至った経緯についての認識がまず学園側から報告される必要があるのではないでしょうか。大学における議論の出発点にはいまだ至っていません。

目次

- 1、教員就業規則について「教員を嗤え」・・・・・・・・・・P1
- 2、新連載「緊急時のスマートフォン利用を考える」 ・・・・・・・・・・P4
- 3、安保法制に関する学内の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6

法はジレンマを回避できない

社会が開かれている、つまり何人も受け入れ可能である ための装置として法が大きな役割を果たしているのは明ら かです。ただし、法が必要とされ、それが機能する論理は 常に確認する必要があります。職務規定案を読む限りで は、法であると同時に倫理も併記されている印象を待ちま す。規定案それ自体を取り出して評価する能力は愚生には ありません。しかし、規定案が何を問題にしてどのように 作用するのだろうかについて大いに考える機会となりまし た。身に余ることですが、以下のような作業を試みまし た。

法・倫理についての次の 4 つの観点はそれぞれ対照的な立場をもたらします(無謀にも法と倫理を同列に扱いました)。

- 1. 帰結に基づく法・倫理は、さまざまな行動について生じた結果に基づいて問題を考える態度である。社会の最大多数に最大幸福をもたらす行為が正しいとみなす功利主義がその例である。倫理的ジレンマを解決するための公正な方法であるように見えるが、多数が少数を隷属させることを許し、成果を重視するあまり人を価値を有する個人とみなすよりも結果を得るための手段と見なす短絡的危険性を孕んでいる。
- 2. 義務に基づく法・倫理は、意思決定や行動による結果に立つのではなく、社会の構成員は既に一定の義務(債務)を負っていて、それを問題解決の基本とする考えである。他者の権利を尊重するという義務を受け入れるならば奴隷制は拒否されることになり、人権問題を解決するには良い方法であるように見える。しかし、この観点は互いに衝突する義務に基づく争いを解決できない。他者の信念を傷つけることがあり得ること、相反する義務を負う者が祖国を守るために国民を犠牲にして戦い合おうとすることを防ぐのは難しい。
- 3. 契約に基づく法・倫理は、共通の合意基盤を欠いた社会を前提とする。異人と共存し他者からの侵害を警戒する社会においては、契約を履行することが正統な振る舞いを定義し、不快な生活から開放されると考える。契約範囲内での行動規範しか与えないため、想定外の問題を解決する普遍的な基礎を与えるには至らず、情勢の変化に対して常に不十分である。
- 4. 美徳に基づく法・倫理は、ニコマス倫理学がその例である。善い行動は法・倫理を適用した成果として得られるのではなく、すぐれた人の徳の発露であると見る。善き行動はすぐれた人格を涵養することによって達成されると主張する。しかし、そこに至る過程はアルゴリズムとして提示されていない。

これらの観察は法・倫理によっても合意可能に至ることは難しいという当たり前のことを再確認するに留まるだけです。

しかし、規定案が最良の形で制定されたとしても、そも そも本学の抱える問題解決の道筋を与えるものではないこ とを確認したかったのです。学園が直面しつつある深刻な 事態がどのようなものであり、それらをどのようにして克 服していくかを行動計画化することに全力を投入すべきだ と思うのです。

文科系大学の憂鬱:

成果主義が「役に立たない」ことを一掃する

それでは、私たちが直面している問題はどんな姿をしているのでしょう。さまざまな立場があり得ると思いますが、ここでは「昨日の世界」化する動きとして捉えてみたいと思います。

大学がアカデミズムの源流たり得ていた世界は、いま成 果主義の波によって解体され取り崩されようとしていま す。この事態を見つめみることが「職務規定」の問題を越 えていくための助走であるというのが愚生の論点です。 文部行政は国の危機的な情況を認めた上で「社会を生き抜 く力の養成」のための学校教育の役割を繰り返し強調して います(なぜ危機的な情況に至ったのかについての言及は ありません)。また、教育の品質保証の観点から学習成果 という言葉がよく使われます。前に列挙した帰結に基づく 法・倫理の考え方に従えば、そこから役に立つ教育を目的 化するまであと一歩です。義務教育や高校が毎日の生活を 送り働くために必要な実用力(読み書きと計算力)が身に つくように巧みに設計されているにもかかわらず、大学ま でもが今更のように役に立つことを標榜するようになって います。思い切って言ってしまいますが、「ためになる」 ことや役に立つことがそれほど重要なことでしょうか。

高校、大学へと高度化する教育においては、役に立つことから「役に立たない」こと、あるいは具象から抽象への洗練された課程を進行せざるを得ません。白熱電球と白色LEDが点灯することを理解する間には途方もなく多くの「役に立たない」ことを学ばねばなりません(いま若者の貧困がなぜ拡大するのか、なぜ世界で戦禍が絶えないのかを説明することは愚生にはたいへん難しいです)。「役に立たない」ことは主に大学を中心とするアカデミズムから供給されてきました。基礎科学研究はその典型的源泉の一つです。文明社会が複雑化するほどに、新しく役立つことを見出すために「役に立たない」ことを幾重にも積みあげていく必要があります。私たちは海外に行ったりスマートフォンを使う方法を知っていますが、再構築された抽象化レベルで理解しているに過ぎません。

研究という行為は尊いわけでも、研究することが教員の特権でもありません。企業や市井には優れた研究者はいくらもいます。そもそも研究とは誰もがしている行為なのですが、教員はそれを改めてパッケージ化して論文とするわけです。研究行為とその成果評価は、近年は「科研費採択」という尺度もあるのですが、元来は難しい関係にあります。教育という行為もまた測りがたいものです。電磁気学を完成した J.C. Maxwell のケンブリッジの講義は大変評判が悪かったのですが(Fleming 一人のときもあった)、優れた指導者でもありました。彼は学生がどうして講義が分からないのかを理解できなかったようです。

本学のような文科系大学は本来的に「役に立たない」ことを教授し学び合う場であってよいと考えます。そこでは利に疎いことなど何の障害にもなりません。しかし、今日では「役に立たない」ことを教育する誇りを維持することがたいへん困難な情況に立ち至り、「役に立たない」ことこそ学ぶべきであると言い切る自信を持てないでいるのが現状ではないでしょうか。

大学は学生に対して、社会が求める人材となることと「役に立たない」ことを学ぶことの間には内的関連性がないことを説明していません。その結果、文科系学生もまた自信を喪失し、社会で生き抜くための資格取得を目指して実用的な勉強をするために別の学校に通うことに関心を持つようになっています。シュウカツは学業といて行える情況にはなく、学業を離れてもよい「大学公認」の期間となっているのが現状です。知り、理解することを目的化できる学生数は昔も今も変わらないはずですが、大学進学率の増加とともにその割合は減少しています。大学が学生の雇用可能性の拡大を教育課程に見出せるように準備できないのであれば、高度専門教育の場としての大学の姿はますます。のまます。いまはそのような時代です。

学生の資格取得あるいはダブルスクール指向は大卒で あることが学生の雇用可能性を保証しなくなったためだ と考えられています。大卒資格が希少価値でなくなり、 しかもその品質低下が座視できなくなってきたからで す。卒業品質の低下をもたらした要因として単位による 大学卒業資格の包括的認定制度(単位制)が挙げられま す。必要な単位数を積み上げれば卒業できる仕組みで す。成績評価がすべて可であったとしても、ある事につ いて深い理解に到達せずとも、教師との真の学問的交流 を経る必要はなく、また卒業最終試験によって総合的に 専門的理解が評価されることなく、授業単位を加算でき れば卒業です。卒業要件の厳格化に向けた大学設置基準 の改訂作業もありますが、学びの場としての「大学」を 取り戻せるかどうかは、大学自らの取り組みが学生に実 感され、これを社会が評価するという行く手を待たねば なりません (成果主義がここにも顔を出します)。

こうなると学生にとっては学部の差異などは本来的な 意味を持たなくなります。挙句はブランドという言葉を 囁かれてしまうのです。事態はさらに連鎖していきま す。事実、大学院学生数の減少は本学だけの問題ではな く全国的に深刻です。学部からの大学院進学者が絶滅状 態であるがどうかは学部教育の完成度の尺度になり得る のではないでしょうか。

以上が、本学の教学面からみた「職務規定」の問題 の向こうに聳える風景です。財務および統治の窓から覗 いてみると、同じく高い難峰が連なって見えるはずで す。

大学が思考停止している

心折れそうなことを長々と連ねてきましたが、それでも 方策が尽きたわけではありません。本来すべきことが未だ なされていないと捉えています。これが冒頭に述べた私た ちのチャンスです。

本学には依然として高い学部および学科障壁が存在しています。それぞれに言い分があるとしても、そのためのオーバヘッドに大学資源が消費されていないかは検討に値します。しかも2学部を除いて学部教員配属が板橋校舎と東松山校舎とに分割されています。このままの形で学部教育を続けたとしても、一人ひとりに寄り添った教育(文科省の標語を拝借しました)が達成できるとは考えられません。各教職員が工夫し頑張ればよいとするのは議論をすり替えています。

僭越な言い方が許されるならば、学内がざわめくような「職務規定」を策定する暇があるならば 1 学部 1 キャンパス制への速やかな行動計画(例えば 3~4 年後に実施)を策定すべきだったし、今からすぐにでも作業を始めるべきです(秋入試を目指した東大の詳細な計画は 2 年間で作成しました)。本学の現状では実現不可能な教学上の多くの課題がそれでようやく他大学並みに着手できます。学生自身が切望している成長する実感と見つめる眼差しにも応えることが可能になります。教育水準を高める以外に私たちの仕事が他にあるでしょうか。

学園は 65 歳定年制や今回の「職務規定」も俎上に載せてきました。そこには大学の構成要素である「学生」の姿はどこにもありません。いつの間にかウヤムヤになってしまった都心新キャンパス構想よりも、大学だけの意思決定で実現可能で必要な経費が確実に算定できるキャンパス統合こそが具体的な教育改革の一歩足りえると考えます。ここで強調しておきたいことは、学園の課題を将来の宿題とせずに、根治する具体的方法について議論することが重要だということです。他の根源的取り組みとなる回路についての提案を私たち持っているはずです。

大学が教育・研究の実態と大学の行く末をどの程度調査研究しているのかが見えません。入試や大学状況調査などを業者見解に委ねてはいませんか。「こんな情況ですかから取るべき対策はこんなやり方があります」と案内されて橋を渡るのです。おそらく多くの大学でも同じようにして文言を変えた案内が繰り返されているに違いありません。大学の没個性化や序列化の進行に大学がすすんで参加せずとも、大切な情報は私たち自身が持っているはずです。

「職務規定」の問題がそうであるように、多数のしかも個々には妥当であるような対立する考え方があることを認知し、安定的平衡に至るように解を探ることは容易ではありません。その過程に積極的に参加できる者は自分の考えを言葉で表明すると共に、それぞれの立場や考え方を傾聴し異なる視点を認識した上で、新たな洞察を得た時には自らの意見を変更する勇気を持ってほしいと切望します。

以上

緊急時 の 才 利 用を考える 第

П

新連載

携帯電話通信網とは何か

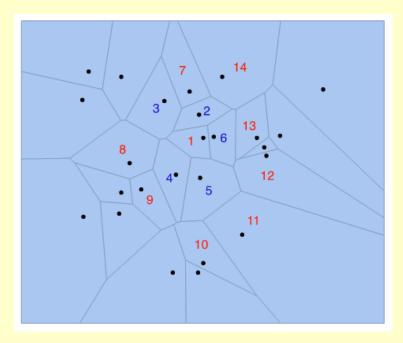
それぞれの携帯電話基地局がサービスするエリアをセル(cell)と呼んでいる。そのために携帯電話を英語では cell phone という。地理事情に応じて基地局ごとに電波の到達距離が違い、また利用 周波数帯域にも制限があるためセルの形状は異なっている。携帯電話サービスエリアはそうしたセルに細かく分割されている。携帯電話網とはセルの特質をうまく活かして効率良く通信するセル方式電話通信網である。

携帯電話通信網における通信資源は、各国政府や行政から各携帯電話事業者に認可され割り当てられた通信周波数帯域と各携帯基地施設の送受信電波強度、そして基地局の数である。携帯電話サービスの評価基準として人口カバー率を考える場合が多い。総務省は 2013 年にサービスエリア内の総人口に対する携帯電波の送受信が可能なエリア人口比率の算定基準を改定した。約 500 メートル四方のマス目についての国勢調査人口に基づき、携帯電話事業者のサービスエリアがマス目面積の半分以上を占めるマス目の人口合計をエリア人口と定義し、それまで事業者ごとに異なっていた人口カバー率を統一するように事業者に求めたのである。基地局を増やしサービスエリアを拡大した上で、基地局密度が高まれば「圏外」が解消されるわけだ。

セル構造を理解しよう

携帯電話は他の携帯電話やインターネットサービスと直接通信するのではなく、自局が置かれているセルを管理している最寄りの基地局と通信する。携帯電話網の働きをそのセル構造から理解することがスマフォ問題を考えるための出発点になる。セルの形状はどのようになっているだろうか。このことを少し詳しく説明してみよう。

簡単のために、基地局はすべて同一の送受信能力を持つとする。地域に設置されている基地局 p_1,p_2,\cdots,p_n に対して、 p_k と p_l の 2 点間の距離を $d(p_k,p_l)$ としたとき、基地局 p_l が管理 するセル領域を $V(p_i)$ = $\{p_l\}$ $\{p_l\}$ $\{p_l\}$ $\{p_l\}$ で定める。数学的には、 $V(p_l)$ を母点 p_l のボロノイ領域、その境界をボロノイ境界と呼んでいる。ボロノイ領域はどれも凸である(ボロノイ領域内の任意の 2 点間を結ぶ直線はその領域内に含まれる)。 $V(p_l)$ 内の全ての点は p_l 以外のどの点 p_l よりも p_l に近いということが最寄りの基地局という意味である。 p_l の基地局だけの場合、ボロノイ境界は両基地局をつなぐ線分の垂直二等分線である。任意に与えられた複数の基地局についても、ボロノイ領域として隣接するセルの境界はセル内の基地局同士を結ぶ線の垂直二等分線上にある。次の図はランダムに与えた p_l 個の母点から得られるボロノイ図である。



基地局群が同一平面上になく送受信能力がそれぞれ異なる場合でも、隣接基地局間に等電波強度境界面で囲まれた3次元領域がセルとして定まる。本学には構内に無線インターネットサービスが提供されており、構内の各Wi-Fi基地局も同様なセル構造を形成している。

しかしながら、Wi-Fi 構内エリアカバー率が 100%ではないことや学外に向かって Wi-Fi 基地局から離れていく場合などで厄介な事情が発生する(後述)。

そもそもの仕組みを知ることで、 日頃当たり前のように使えているスマー 緊急時に気をつけたいことが見えてきそうです。 ・トフォ

通信資源の効率的利用法

携帯電話網に話を戻そう。あるセルを管理する基地局と通信する携帯電話には互いの通話の混信を防ぐためにそれぞれ 異なる電波周波数帯が割り当てられる。例えば上の図で、セル 1 番に隣接しているセル 2,3,4,5,6 番内にある携帯電話 には同じ周波数帯の電波を割り当てることはできないが、セル 1 番に直接隣接していないセル 7,8,9,10,11,12,13,14 内の電話には、隣接セル間で重ならないようにしながら、セル 1 番と同じ周波数帯の割り当てが可能になる。セルごと に電波帯域をこのようにして割り当てることで通信資源を効率よく運用しているのがセルフォーンと呼ばれる携帯電話網 の特長だ。携帯電話が使っている周波数帯は通話用の周波数帯だけでなく、セル内の全ての携帯電が共用する通信用など 複数のチャンネルに分割されている。

基地局の発見とハンドオーバー

携帯電話はセルからセルへと移動するために、通信を切断しないようにしてセルを横断する際に通信チャンネルを切り替える仕組みが欠かせない。これをハンドオーバーと呼ぶ。携帯電話サービスを受けるために基地局と携帯電話とが合意の上で通信周波数帯が正しく割り当てられる必要があった。問題となるのは、携帯電話はどの基地局と通信するかをどうやって知るかだ。以下に見るように、携帯電話による基地局の発見とハンドオーバーは携帯電話が抱えるバッテリー問題の起源であることわかる。

携帯電話には電話番号とは違う個体固有の識別番号が出荷時に割り当てられている(番号移動制度によって携帯電話の電話番号は変更可能である)。携帯電話には電話事業者固有の通信周波数によってこの識別番号を事業者に定期的に通知する仕組みがある。携帯電源を入れると携帯電話は近くの基地局を「探して」自局の固有識別番号を送信し、基地局は受信した形態の識別番号を基地局移動局に報告する。このための仕組みを位置登録と呼んでいる。一方、基地局は通信サービスのための周波数帯をその携帯電話に設定する。誰かがその携帯電話に電話すると、事業者は基地局移動局のデータベースに問い合わせして携帯電話と現在通信可能な基地局を取得し、その基地局は目的の携帯電話を発呼するのである。携帯電話網とは実に緻密で複雑な通信システムである。

携帯電話は電源投入の際には新規に基地局と通信し位置登録するために固有識別番号を最大出力で発信を繰り返し、最 寄りの基地局からの応答を待つ。これが基地局を探すという状態だ(まったく応答がない場合には圏外表示される)。ひ とたび基地局と接続でき十分な電波強度が確保されると、携帯電話は定期的な位置登録のための出力を絞って僅かな電力 しか使わないように調整する。事実、携帯電話を移動させずに利用しなければバッテリー消耗は大変少ないことを経験し ているはずだ。待ち受け時間というのは移動させずに携帯電話サービスに応答できる状態の持続時間をいうのである。

使わなくてもバッテリーは消費される

受信電波が微弱になる、または電波が途絶えてしまった場合には再び基地局を最大出力で呼びけることになり、バッテリー消費に直結する。携帯電話がセルAからセルBに移動する場合はどうだろうか。セル境界に近づくと基地局Aからの電波は微弱になるので携帯電話は出力を上げて基地局Bを見出しながら、基地局Aとの通信を続ける。セル境界を越えると基地局Bの電波強度が上まわり、基地局Bとの間で通信チャンネルを切り替えるハンドオーバーが発生し、携帯電話は基地局Aとの通信を開放する。セル境界をまたぐハンドオーバーが発生する場合にも余分なバッテリー消費を招くことになる。

受信電波が微弱になり途切れる(セル境界から圏外に出る)場合や移動を繰り返してセル境界を何度も越える場合にはバッテリー消費が著しくなることを理解しておきたい。強調すべきことは、携帯電話を使っていないとしてもバッテリーが大きく消費されるということだ。携帯事情が改善されつつある東松山校舎周辺などのような圏外が頻発する地域にとどまっている場合、電車(や地下鉄)または車で移動し続けてハングオーバーが繰り返される場合には携帯電話を使わなくとも普段よりも余計にバッテリーは消費されている。著しいのは電車(や新幹線)に乗っていて光景案内代わりにネットワークから地図情報を取得する地図サービスを連続利用する場合だ。地図情報のための大量のパケット通信も併せて発生するので注意が必要である。航空機内では離発着時だけでなく航空機外の設備と通信を行うような携帯電話利用は禁止されている。機内モードにして機内にある設備やバイスとのWi-Fi通信に限る配慮も大切だ。

Wi-Fi 通信も悩ましい

前述したように、インターネット Wi-Fi 通信においても悩ましい事情がある。Wi-Fi 通信の接続状態が続く程度に Wi-Fi 電波は確保されているが、インターネット通信をする上で事実上役に立たない場合がある。こうなってしまうと携帯電話は Wi-Fi 側に捕まえられていて、手動で Wi-Fi を切にして携帯電話網を使ってインターネット接続するようにしないとスマートフォンのアプリが利用できない。その間、Wi-Fi 通信を維持しようとするために余分にバッテリーが消費されてしまうことはいうまでもない。板橋校舎や東松山校舎では Wi-Fi サービスのカバレージが 100%ではないためにこうした情況がしばしば発生する。大学構内からバスなどで学外に出る場合、地下鉄などの公衆 Wi-Fi サービスでもこのような情況が発生している。2015 年9月にアップデートが予定されている iOS9では Wi-Fi が不調な場合には Wi-Fi 接続を開放して自動的に携帯電話網に切り替わる機能が追加される予定だ。

安保法制に関する学内の動向

安保法制に関する報道がマスコミを賑わせておりますが、学内にも動きがございましたので報告いたします。この法案に関し賛否両論の意見があることは組合も承知しております。今回は安保法制に反対のグループに関してお知らせ致しましたが、安保法案賛成の立場からの御批判・御意見も、組合までお寄せ頂ければ幸いです。

多くの方が御周知とは存じますが、今年の6月に 安全保障関連法案に反対する学者の会が発足し、学 者・研究者の賛同者は8月26日9時00分時点で 13,507人、9月7日9時00分現在13,796人、 市民の賛同者も28,947人から29,911人(氏名非 公表者含む)と着実に増えております。国公立・私立 108の大学で大学独自の活動も始まっています。

大東文化大学では7月23日、文学部の先生方を中心に28名(2015年8月21日時点。2015年8月28日30名、9月7日現在36名)の方が呼びかけ人となって「『安全保障関連法案』に反対する大東文化大学関係者有志」のページができました。

(http://daitocollective.strikingly.com/)

文学部だけでなく外国語・法・国際関係学部の先生も 呼びかけ人リストにお名前を出されており、学長・学 務局長などの役職を務められた方、あるいは現在その 職におられる方も呼びかけ人となっておられます。

賛同者は2015年8月28日時点で57名、9月7日現在85名(呼びかけ人・賛同者とも人数は匿名含む)、この中にも新旧の役職者のお名前も散見いたします。

ちなみに創価大学では「安全保障関連法案に反対する創価大学・創価女子短期大学関係者 有志の会」1,602名(8月27日時点。9月7日現在1,756名)の賛同署名が集まっております。

去る8月26日には安全保障関連法案に反対する学者の会主催の記者会見、参議院議員への要請行動、日弁連との合同記者会見、集会、パレードが行われ、本学からも3名の参加(内1名はパレード不参加)が確認されております。

安全保障関連法案に反対する学者の会、「安全保障関連法案」に反対する大東文化大学関係者有志、 どちらのホームページも賛同 WEB 署名受付中で す。URL は以下のとおりです。

学者の会:

http://anti-security-related-bill.jp/
(安保法制に反対する学者の会で検索できます)

「大東文化大学関係者有志」のページ:

http://daitocollective.strikingly.com/

(文責 兵頭圭介)

本紙は大学組合webサイト

http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/ にも 掲載しています。

> 本紙へのご投稿、ご意見、ご質問は daito-un@boreas.dti.ne.jp に お寄せください。